

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があつた場合、その者は再度入札に参加できないものとする。入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提出すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額希望の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札説明書による。

(3) 契約保証金

入札説明書及び別紙「契約の保証について」による。

(4) 工期

入札公告のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(5) 現場代理人届等

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(6) スライド条項に基づく請負代金額の変更

入札説明書による。

(7) インフレ条項に基づく請負代金の変更

入札説明書による。

(8) 不可抗力による損害の負担

入札説明書による。

(9) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(10) 配置予定の技術者

入札説明書による。

(11) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとする。

(12) 見積内訳書及び見積内訳総括表

入札公告及び入札説明書に記載の方法により、見積内訳書及び見積内訳総括表を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(13) 入札の際の提示すべき書類

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県工事等競争入札心得
- 4 福島県元請・下請関係適正化指導要綱